

木津川市告示第57号

木津川市物品及び役務の供給等に係る競争入札参加資格等に関する要綱（平成19年木津川市告示第7号）の一部を次のように改正する。

平成27年4月1日

木津川市長 河井 規子



第2条中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 木津川市暴力団排除条例（平成24年木津川市条例第36号）第2条第3号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

木津川市物品及び役務の供給等に係る競争入札参加資格等に関する要綱  
の一部改正新旧対照表

(新)	(旧)
第1条 (略) (競争入札参加資格)	第1条 (略) (競争入札参加資格)
第2条 競争入札に参加することができる者は、次の各号のいずれにも該当しない者で、その事実の有無について資格審査を受け、その資格を認定されたもの及びその者の参加資格を承継したもの(以下「有資格業者」という。)とする。 (1)・(2) (略) (3) <u>木津川市暴力団排除条例(平成24年木津川市条例第36号)第2条第3号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者</u>	第2条 競争入札に参加することができる者は、次の各号のいずれにも該当しない者で、その事実の有無について資格審査を受け、その資格を認定されたもの及びその者の参加資格を承継したもの(以下「有資格業者」という。)とする。 (1)・(2) (略) <u>(3)～(5) (略)</u>
<u>(4)～(6) (略)</u> 第3条～第13条 (略)	第3条～第13条 (略)